

事業シート（概要説明書）

予算事業名	ふるさと川・海応援団支援事業						事業開始年度	2004年度										
上位施策事業名	ふるさとリバーボランティア支援制度						担当部局名	土木部										
根拠法令等	なし						担当課・係名	河川課業務係										
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務						作成責任者	稻田										
実施の背景	県は、従来から住民参加の河川管理を進めてきており、堤防の草刈作業を業者に委託する代わりに、地域の町内会などボランティア団体の協力によって行う「堤防草刈制度」を昭和50年代から実施してきている。このように河川等において従来から行われてきた住民参加の活動をさらに広げていくための支援事業として「ふるさと川・海応援団支援事業」が設けられた。																	
目的 (何のために)	・県民に地域の河川・海岸に愛着心をもち親しんでもらう。 ・県が管理している河川又は県内の海岸において、地域の住民や団体に「川を守り、育てる」さまざまな河川・海岸愛護ボランティア活動に積極的に参画してもらう。																	
向上が図られると考えているウェルビーイング指標の項目	指標① つながり指標（地域）			指標② なないろ指標／思いやり	指標③ なないろ指標／生きがい・希望													
対象 (ターゲットとなる県民等の属性)	河川・海岸愛護活動をしようとする地域のボランティア団体、町内会、児童会、老人会等の団体							対象者数（全住民に対する割合） 約100万 人 100 %										
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施（直営） <input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理（委託先又は指定管理者： ） <input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔直接〕（補助先：ボランティア団体等 実施主体：補助先と同じ ） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）																	
事業概要	事業内容（箇条書き） ・草刈り、空き缶拾い、清掃等の美化活動補助 1団体につき1万円まで。				事業費 1,020 千円		活動指標 千円											
	・稚魚の放流、魚釣り大会、植栽等の愛護活動補助 補助対象経費の2分の1以内。 上限10万円、下限1万円。																	
関連事業 (同一目的事業等)	堤防草刈制度 担当部局：土木部河川課 事業費：約2.4億円(R5実績：約2.3億円) 事業内容： ①地域の町内会等に河川堤防草刈の活動に対し 報償費（1m ² につき32円）を支払う ②県で傷害・賠償責任保険に加入 ③ラジコン型除草機械の貸し出し（R6から試行開始）																	
	2024 年度（予算）			2023 年度(決算見込)		2022 年度(決算)		2021 年度(決算)										
事業費	事業費合計	1,020	千円	261	千円	106	千円	296	千円									
コスト	事業費内訳 (2023年度分)	補助金の交付団体数 6団体 261千円 〔河川美化4団体（32千円）、河川愛護3団体（220千円）、海岸美化1団体（9千円） ※重複2団体〕																
人件費	担当正職員	0.29	人	2,205	千円	0.31	人	2,193	千円	0.27	人	1,992	千円	0.29	人	2,117	千円	
	臨時職員等		人		千円		人		千円		人		0	千円		人		千円
	人件費合計	0.29	人	2,205	千円	0.31	人	2,193	千円	0	人	1,992	千円	0	人	2,117	千円	
	総事業費	3,225 千円			2,454 千円		2,098 千円		2,413 千円									

事業シート（概要説明書）

ふるさと川・海応援団支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、ふるさと川・海応援団支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業及び補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 県管理河川又は県内の海岸において、堤防等の草刈り、空き缶拾い、清掃等の美化活動（以下「美化活動」という。）を行う事業
- (2) 県管理河川又は県内の海岸において、稚魚放流、魚釣大会、草花の植栽等の河川の利活用や海岸の適正利用、環境保全等の愛護活動（以下「愛護活動」という。）を行う事業
- 2 美化活動の対象となる団体は、ふるさとリバーボランティア支援制度実施要領に基づく河川・海岸愛護ボランティア団体に登録している団体とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、補助の対象となる団体は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定める地方公共団体、政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする団体等は含まないものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助事業に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費については、補助対象経費から除外するものとする。

- (1) 団体の運営経費
- (2) 営利を目的とする事業に要する経費
- (3) 活動に対する労務費
- (4) 県、市町村等から補助金を交付されている活動に要する経費
- (5) その他補助することが適当ないと認められる経費

(補助金の額等)

第4条 補助率及び補助金の限度額については、次の表に掲げるとおりとし、予算の範囲内で補助するものとする。

区分	補助率	限度額
美化活動	補助対象経費に相当する額	1万円 ただし、補助事業の参加人数が10人未満の場合は5千円とする。 補助対象経費が5千円未満の場合又は補助事業の参加人数が5人未満の場合は助金の交付の対象にしないものとする。
愛護活動	補助対象経費の2分の1以内 (千円未満切捨て)	10万円 ただし、補助対象経費が2万円未満の場合は、補助金の交付の対象としないものとする。

2 前項の区分を複合的に行う場合は、前項で算定した補助金の額を合算した額とし、上限は 11 万円とする。

(補助金の交付の申請)

第 5 条 補助金の交付の申請は、補助金交付申請書（様式第 1 号）により、知事が別に定める期間内に行わなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 収支予算書（様式第 2 号）
- (2) その他知事が必要と認める書類

3 同一団体による年度内における補助金の交付申請は、1 回限りとする。

(補助金の交付決定)

第 6 条 知事は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、すみやかに補助金の交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第 7 条 規則第 5 条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費を変更する場合においては、あらかじめ変更承認申請書（様式第 3 号）を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、廃止（中止）承認申請書（様式第 4 号）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業の経理については、その内容を証する関係書類を整備し、補助事業完了後 5 年間保存しておくこと。

(軽微な変更)

第 8 条 前条第 1 号ただし書きの規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業主体を変更すること。
- (2) 事業目的を変更すること。
- (3) 愛護活動において補助対象経費の 20 パーセント以上の変更をすること。

(補助事業の遂行)

第 9 条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件等に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならず、補助金を他の用途へ使用してはならない。

(実績報告)

第 10 条 補助事業者は、事業完了後 30 日以内又は 3 月 31 日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第 5 号）に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第 6 号）
- (2) 補助事業の活動状況を示した写真
- (3) 補助金の使途を証する領収書（写し）
- (4) その他必要と認められる書類

(補助金の額の確定)

第 11 条 知事は、実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じ

て行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消)

第12条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途へ使用する等その補助事業に関して補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第13条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。

ふるさと川・海応援団支援事業費補助金交付要領

富山県土木部河川課
令和4年4月1日

1 要領の目的

この要領では、ふるさと川・海応援団支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるほか、必要な事項について記載しています。

2 交付申請について

交付申請書（要綱様式第1号）は、所管の土木センター（土木事務所）等に提出してください。（収支予算書（要綱様式第2号）には、補助事業に係るもののみご記入ください。）

県で厳正に審査のうえ交付決定を行いますが、応募多数の場合など必ずしもご希望に添えないことがありますので、ご了承ください。

3 事業実施にあたっての注意点

ケガや事故にご注意ください。万一、ケガや事故が発生した場合は、速やかに所管の土木センター・事務所等にご連絡ください。

4 事業用口座について

補助金は、補助事業用として登録された口座にお支払いします。なお、以下の場合はそれぞれ必要書類を所管の土木センター（土木事務所）等に提出してください。

(1) 新しく口座を登録する場合又は過去の登録情報（代表者の氏名等）に変更がある場合

ア 債主名登録（変更）書兼口座振替届（控）（様式第1） 1部

イ 通帳の1ページ目のコピー 1部

(2) 申請者と口座名義人が異なる場合

ア 委任状（様式第2） 1部

5 補助対象経費について

補助対象経費及び補助対象外経費は、別表のとおりです。なお、補助対象期間（4月1日から翌年3月31日まで）外の支出については、補助の対象となりません。

6 事業を変更または廃止する場合について

事業の内容を変更又は中止・廃止をする場合は、申請書（要綱様式第3号及び第4号）を所管の土木センター（土木事務所）等に提出してください。

なお、変更する場合は、事業完了後の実績報告書類を提出する前に、変更承認を受けてください。

7 実績報告書について

実績報告書の提出時期及び様式については、要綱第10条をご覧ください。なお、実績報告書の作成にあたっては、下記事項にご注意のうえ、補助事業に係る事柄のみを記載してください。提出先は所管の土木センター（土木事務所）等です。

ア 実績報告書（要綱様式第5号）の事業実績には、事業を実施した日付や参加人数など、なるべく具体的に記入してください。

イ 収支決算書（要綱様式第6号）には、支出に関する証拠書類として、購入した品名と金額がわかるレシート又は領収書などの写しを添付してください。

ウ 補助事業の活動状況を示した写真は、補助事業の全体（活動内容及び参加者数）が確認できるものを添付してください。

エ その他必要と認められる書類は、事業に係るチラシ、又は新聞記事等とします。

8 補助金のお支払いについて

(1) お支払いの時期

補助金は、実績報告書の審査が終わってから、登録口座に振り込まれます。

(2) 下記の場合は、交付決定を取消し、補助金のお支払いをしません。また、補助対象外経費が実績報告に含まれていたなど、不適切な経理があった場合は、補助金は減額されます。

ア 美化活動において補助事業の参加人数が5人未満となった場合

イ 愛護活動において補助対象経費が2万円未満となった場合

ウ 補助事業の実施が確認できない場合

エ 要綱第7条による承認を受けずに、補助事業の内容を変更又は補助事業を中止・廃止した場合

9 申請・お問合せ窓口

事業の実施にあたって、不明点が生じた場合は、その都度所管の土木センター土木事務所等にお問合せください。

活動される市町村・地区		川	海	お問合せ先	電話番号
黒部市、入善町、朝日町		○	○	入善土木事務所	0765-72-1243
魚津市、滑川市		○	○	新川土木センター	0765-22-9115
立山町、舟橋村、上市町		○		立山土木事務所	076-463-1102
富山市	水橋地区	○	○		
	岩瀬・八重津・打出海岸		○	富山港事務所	076-437-7131
	※上記以外	○	○	富山土木センター	076-444-4446
高岡市 射水市	射水市堀岡・越の潟町地区の海岸		○	富山新港管理局	0766-84-8292
	射水市六渡寺海岸		○	伏木港事務所	0766-44-0277
	高岡市国分地区・義経岩周辺の海岸				
	※上記以外	○	○	高岡土木センター	0766-26-8423
氷見市		○	○	氷見土木事務所	0766-72-8205
小矢部市		○		小矢部土木事務所	0766-67-0262
砺波市、南砺市		○		砺波土木センター	0763-22-3547

10 適用

この要領は、令和4年度の補助金から適用します。

別表＜補助対象経費及び補助対象外経費一覧表＞

区分	項目	内 容	
		美化活動	愛護活動
補助対象経費 (事業に直接要する経費)	報償費	外部の講師、専門家、アドバイザー等への謝礼	
	消耗品費	軍手、長靴、ゴミ袋、箒、鎌、スコップ、鍬、草刈り機替え刃、殺虫剤、マスク、バケツ類、釣竿(子供用)、氷、稚魚、魚のえさ、タモ、タオル、事務用品等	
	燃料費	草刈機の燃料費	草刈機、車両等の燃料費
	印刷製本費	チラシ、資料等の印刷費、写真の現像代等	
	通信費	郵便料等	
	保険料	傷害・損害保険料	
	使用料及び賃借料	草刈機レンタル代	テント借上代、レンタカーレンタル代(車両借上に係る謝礼を除く。)
	原材料費	食材、プランター、植栽用の苗、肥料、丸太、レンガ類等(営利を目的としないもの)	
	飲食費(アルコール類を除く。)	飲食類(参加者1人1,000円以内)	
	委託料	団体等の構成員では実施できない業務の一部を外部委託するもの(枝の剪定等)	
補助対象外経費 (事業に直接要しない経費)	その他	その他事業に直接要する経費で、知事が必要かつ適切であると認めたもの(刈り草処理費等)	
	報償費	団体等の構成員への謝礼(車両借上に係る謝礼等)	
	消耗品費	• 補助事業以外の活動への広範な使用が想定されるもの(帽子、ヤッケ、運動靴、水槽、クーラーボックス、釣竿(大人用)等) • 河川又は海岸管理上支障が生じるおそれのあるもの(除草剤等) • 本実施要領に記載された「団体名を記した表示板」に該当するもの	
	原材料費	食材等(営利を目的とするもの)	
	備品購入費	備品の性格を有するもの(動力式草刈機等)	
	飲食費	アルコール類	
	委託料	補助事業そのものの委託費用	
	その他	• 団体の運営経費にあたるもの • 領収書等による支払が明確でないもの • その他事業に直接要しない経費で、知事が不要かつ適切でないと認めたもの	

補助金交付団体数(累計)

所管	団体名
新川	特定非営利活動法人片貝川の清流を守る会 片貝川美化推進島尻会 権現様の柳保存会 片貝川の自然に親しむ会 のぞみ川を愛する会 角川を美守る会 有頼柳保存会 富山県建設業協会魚津支部青年部会 早月川・角川地区開発促進協議会 恵比寿会 住吉地区総代会 オーアイ工業株式会社 NPO法人地域福祉協議会 木下新河川愛護会 蜃気楼の見える海岸をきれいにする会 彼岸花の里を作る会
入善	沓掛町内会 高橋川を愛する会 黒瀬川の桜堤を愛する会 谷町内会 川舟会 南越会 笹川愛護会 山崎ほたるの里を守る会 木流川を守る会 下横尾生産組合 若栗自治振興会 特定非営利活動法人富山県自然保護協会 西草野町内会
富山	室町いたち川公園愛護会 清水町3丁目町内会 松川夢の花実行委員会 長沢辺呂川河川愛護会 坪野川改修促進協議会 坪野川を愛する会 大泉町3丁目町内会 清水町七丁目町内会 大泉中町町内会 清水町8丁目町内会 大泉北町町内会 中老田自治会 寺家地区自治会 松川を美しくする会 豊川町豊友会 深谷自治会 石倉町町内会

補助金交付団体数(累計)

所管	団体名
富山	中央いたち川愛護会 富山湾海岸をきれいにする会(浜黒崎キャンプ場エリア) 富山湾海岸をきれいにする会(浜黒崎小学校エリア) 富山湾海岸をきれいにする会(琵琶川エリア) 富山湾海岸をきれいにする会(村川エリア) 富山湾海岸をきれいにする会(海岸通エリア) 草島校下環境美化推進協議会 二俣新町草刈りの会 鶴川長寿会連合会 いたち川公園愛護会 寺家自治会 鶴川地区ふるさとづくり推進協議会 鶴川自治振興会 T.O.C.A(TOYAMA ONE Cleaning Activity) (株)スローライフファーム
立山	富山県建設業協会立山支部青年部会 栢津川を愛する会 稚子塚区町内会 若宮河川に親しむ会 立山舟橋商工会(H20は舟橋村商工会) 下田地区自治会(下田部落会) 海老江自治会 本宮集落 舟橋村商工会 上市町田斎町内会 神田町内会 郷川美化応援実行委員会 極楽町町内会 北島町内会 白岩緑水会
高岡	千保川をきれいにする会 上渡・東石堤自治会 上石瀬自治会地久子川美化会 木舟自治会 内免神明町自治会 西広谷自治会 地久子川を綺麗にする会 千保川をきれいにする連絡協議会 浅井地区水環境保全協議会 南星町三区自治会 木津新町自治会 永楽町自治会 赤祖父自治会 トータウン北島自治会 牧田自治会 立野栄町自治会 小泉自治会 三ヶ地域振興会

補助金交付団体数(累計)

所管	団体名
氷見	脇之谷内自治会 クリーン飯久保 新保壮年会論田川を愛する会 速川駐在所久目地区連絡協議会 岩上シバザクラを植える会 中伊勢シバザクラを植える会 松田江シバザクラを植える会 窪5組シバザクラを植える会 窪6組シバザクラを植える会 窪7組シバザクラを植える会 柳田活性化推進連絡会 富山県建設業協会氷見支部青年部
小矢部	東部小学校PTA 桜町石斧の会 薮波川ホタルの里を守る会 水牧第一生産組合 金屋本江自治会
砺波	山見連絡協議会 四季の会 城端地域子ども会育成会 新屋敷岸渡川俱楽部 東町町内会 日詰自治会 柴田屋盟友会 池川・散歩みちグループ 百瀬川を愛する会 野原部落 観音町花と緑の会 上和田自治会

道路・河川の愛護ボランティア制度

－住民参加型の地域の保全－

行政による道路・河川・海岸の
整備・改良・災害復旧



行政と住民による道路・河川・海岸の
維持管理、保全、愛護

整備された道路や河川の保全・維持管理には、
地域の住民の方々による愛護と参画が不可欠



道路及び河川の愛護ボランティア支援制度

富山県の道路の概要

道路種別	路線数	延長 (km)
一般国道	指定区間	5 230.3
	指定区間外	7 292.7
県道	主要地方道	63 1,049.2
	一般県道	218 1,121.5
市町村道	30,334	11,260.2
合計	30,627	13,953.9
県管理道路	288	2,463.4

県
管
理
道
路

※R5.4.1 現在

道路愛護ボランティア制度

普段使用している道路の

●清掃・美化活動 歩道や側溝の掃除、草むしり等

●緑化活動 花壇での花植えや水やり

に自発的・継続的に取り組む団体・個人をサポートします。

●登録状況

年度	登録団体	登録人数	活動延長 (km)
R3	93	4,335	86.1
R4	93	4,384	86.6
R5	89	4,157	86.4

●物品支給

・清掃美化活動: 鎌、箒、軍手、ゴミ袋等
(上限5千円)

・緑化活動: 腐葉土、肥料、花苗等
(上限1~2万円)

●保険への加入

作業時のケガや事故に備えます



県HPにて活動内容の
PRを行っています。
「ボランティアNEWS」

県管理道路における関連事業

普段利用している道路の除雪協力

1 歩道除雪協力活動

- ①県管理道路の歩道除雪活動に対し
報償費(3万円 / km・年)を支払う
- ②県で保険に加入
- ③除雪機械の貸し出し及び燃料の支給

【R5実績】

実施団体数 48団体

2 雪と汗のひとかき運動

県管理道路におけるバス停や交差点に
スコップを設置し信号待ちの際に除雪作業に
協力してもらう

【R5実績】

設置箇所数 158箇所



ハンドガイド除雪機



スコップ設置



雪と汗のひとかき運動

富山大橋をきれいにする会

富山大橋開通10周年記念写真

楽しかったです



富山大橋の清掃活動では、県職員、地元住民、地元学生と様々な方に参加していただき、地域の輪が広がっています！



ガラス玉 清掃
ホウキでクモの巣を取ります

ボランティアで参加

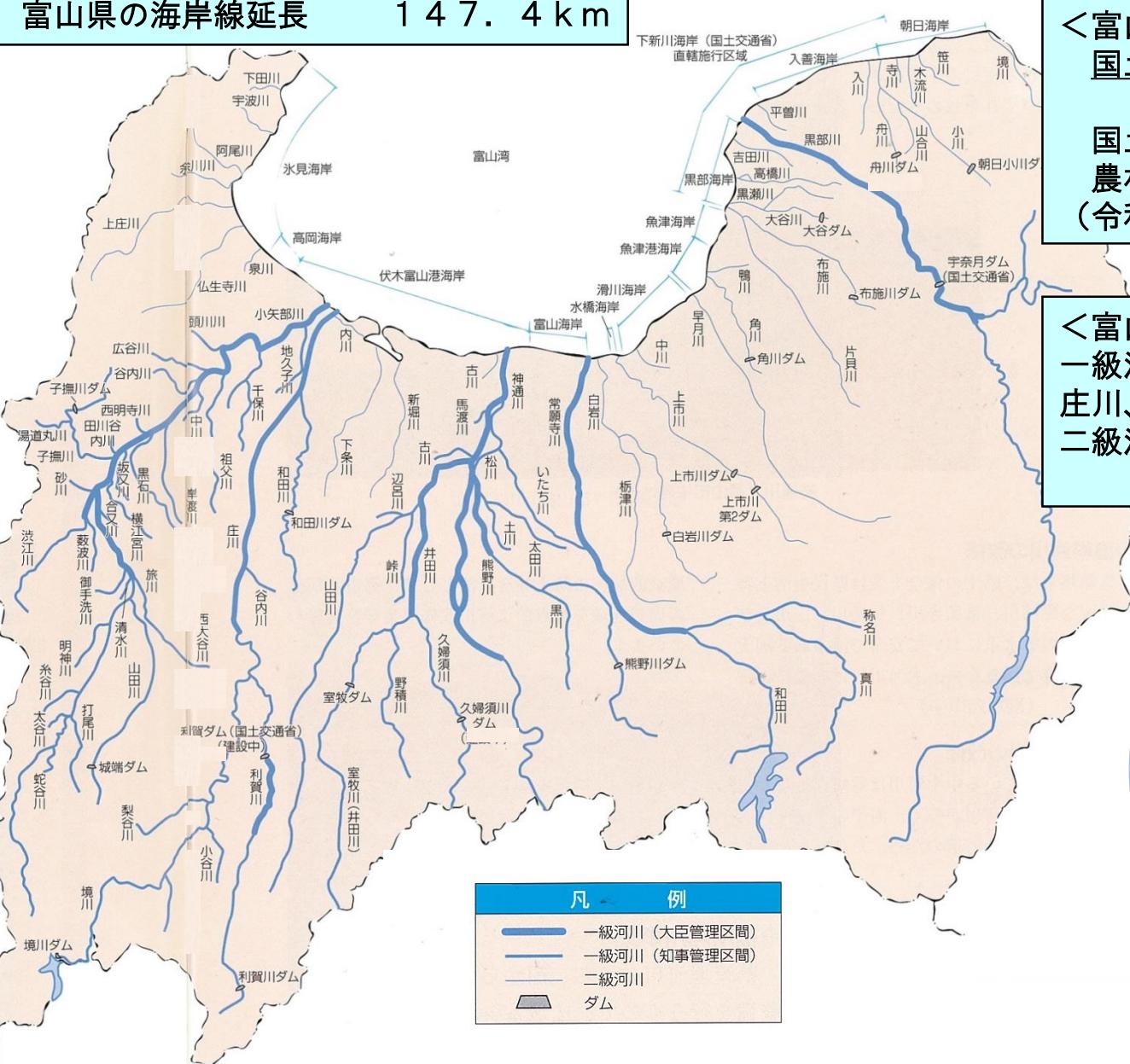


富山大学の皆さん

富山県の河川及び海岸の概要

富山県の海岸線延長

147. 4 km



＜富山県の海岸延長の所管別内訳＞

国土交通省水管理・国土保全局

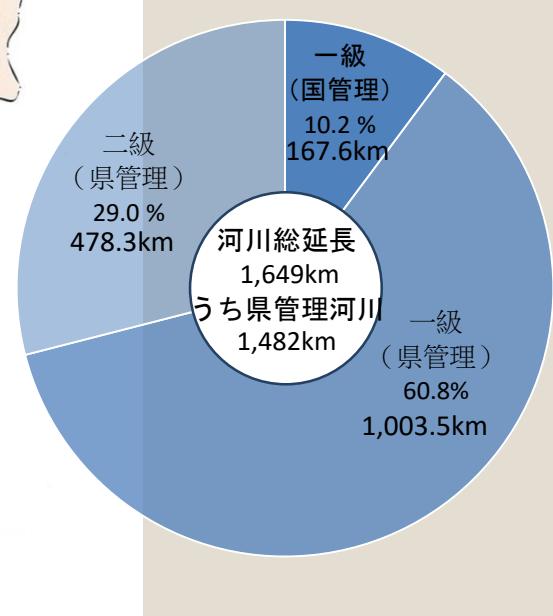
5.1 5 km

國十交通省港灣局 71.0 km

農林水産省水産庁 24 9 km

(令和5年3月末現在)

＜富山県の河川＞
一級河川は黒部川、常願寺川、神通川、
庄川、小矢部川 5水系 216河川
二級河川は片貝川、早月川など



ふるさとリバーボランティア支援制度の体系図

ふるさとリバーボランティア支援制度

地域の河川・海岸に愛着心を持ち親しんでもらうとともに河川・海岸愛護ボランティア活動の積極的な展開を図る

1 団体の登録・表彰

県管理河川、海岸において、美化活動、愛護活動を行う団体を、河川・海岸愛護ボランティア団体として登録
【実績】登録団体 118団体(R6.3月現在)

2 団体名を記した表示板の設置

登録団体が活動箇所に団体名の表示を希望する場合、表示板を設置
【実績】看板設置箇所 33箇所

3 堤防草刈制度(報償費)(S50年代～)

- ①地域の町内会等に河川堤防草刈の活動に対し報償費(1m²につき32円)を支払う
- ②県で傷害・賠償責任保険に加入
- ③除草機械の貸し出し(試行)

【R5実績】

実施 延べ25,722名 草刈面積 約710万m²

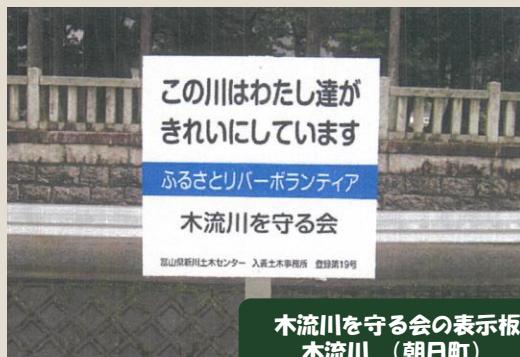
4 ふるさと川・海応援団支援事業(H16～)

県管理河川又は県内の海岸において、美化活動又は愛護活動を行う団体に対して、活動に係る経費を補助

【R5実績】

実施団体数 6団体 261千円

住民参加の河川・海岸管理の推進



河川堤防の草刈について

●堤防草刈の推移

年度	報償草刈				請負草刈			合計 面積(m ²)
	団体数	延べ人数	面積(m ²)	%	箇所数	面積(m ²)	%	
H25	607	27,245	7,028,787	86.5	38	1,101,524	13.5	8,130,311
H30	555	24,443	7,177,379	85.4	38	1,226,999	14.6	8,404,378
R5	499	25,722	7,100,010	84.4	29	1,311,885	15.6	8,411,895

●河川区域における除草機械の貸出試行について

報償草刈を継続して実施していただくため、担い手不足や地元保有の草刈機械の維持管理に係る負担を軽減する支援策として、令和6年度から除草機械貸出を5土木センター事務所で試行しています。

- 貸出対象 堤防草刈参加団体として登録している団体
- 使用場所 富山県が管理する団体
- 貸出機械 ラジコン型・斜面対応型草刈機 7台
- 貸出期間 7日以内を基本とする



神通川水系合場川で行った
ラジコン型草刈機械の実演会

ふるさと川・海応援団支援(補助金)事業

県管理河川又は県内の海岸において、空き缶拾いや清掃等の美化活動や、稚魚の放流、魚釣り大会又は植栽等の河川・海岸愛護活動を行う団体に対して、活動に係る経費を補助しています。

【補助内容】

補助事業に係る実費について補助します。

●美化活動(清掃、草刈など)

上限1万円

●愛護活動(稚魚の放流、草花の植栽など)

補助対象経費の2分の1以内、上限10万円

●美化活動と愛護活動を併せて実施する場合

1万円+10万円で最大11万円補助

【対象団体】

地域のボランティア団体、町内会、児童会、老人会など。

※美化活動補助については、河川・海岸愛護ボランティア団体の登録が必要

【補助期間】

1団体につき3年間まで

(隔年開催等の場合は3回が限度)

【おもな補助対象経費の例】

- ・清掃、草刈…鎌、箒、ゴミ袋、軍手、草刈機燃料、草刈機レンタル代等
- ・稚魚の放流…稚魚、長靴、タモ、バケツ類等
- ・草花の植栽…苗、肥料、スコップ、レンガ、プランター 等
- ・そのほか…飲食類(1人1000円以内)



新屋敷岸渡川倶楽部(砺波市)
による堤防法面への芝桜の植栽

本事業の課題など

【課題】

- ・ MY道路、MY河川への関心・興味が薄い
- ・ 社会インフラの維持管理への興味が薄い
→自分の家のように興味を持ってほしい
- ・ 参加団体や人数が減少傾向にある
→多くの住民の方に、ボランティアに参加してもらいたい。

支援内容の
見直し・充実？

デジタル活用？

PR方法？

団体活動の継続・
活性化には？

補助期間の
延長？

効率的な機械の
増設？